

安芸市子ども・若者計画（こども計画）策定業務 仕様書

1 業務名

安芸市子ども・若者計画（こども計画）策定業務

2 業務の目的

本業務は、国のこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）及び、高知県が策定する「高知県こども計画」を勘案し、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に定められた市町村こども計画を策定することを目的とする。本市においては新たに、令和8年度に「子ども・若者計画」策定のための子ども・若者世代へのニーズ調査を実施し、令和9年度に子ども・若者計画の部分を追加立案、現行の第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）の中間年の令和9年度に、令和10年度から令和11年度までを1期とした、市が取り組むべき課題やこども施策の方向性等を定める「安芸市こども計画」への移行、策定を行うことを目的とする。

なお、本計画では、以下の各種計画を包含して作成する。

- ①子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）
- ②市町村次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- ③子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項）
- ④子ども・若者育成支援計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日

4 業務内容

[令和8年度業務]

(1) 実態把握調査の実施

- ・実態把握調査として、市内小中学校に通う児童・生徒を対象とした「こども調査」及び、市内在住の若者を対象とした「若者調査」を実施する。調査対象者の生活実態や福祉サービス等の利用状況・利用意向、今後の施策展望を把握するための調査項目を検討・提案すること。
- ・調査対象者がより回答しやすい調査票となる構成を検討すること。また、Web調査票・調査依頼文の文字の大きさやフォント、表現の方法を工夫する等、回答者に配慮した資料を作成すること。
- ・実態把握調査はWeb上で確認・回答できる仕組みを整えること。その際、受託者側で以下について対応すること。
 - ◇パソコン、スマートフォン、タブレット等から回答できること。
 - ◇回答途中で内容を一時保存できる機能を有すること。
- ・Web調査終了後は、本市の課題を特定できるように、単純集計及び属性別クロス集計等を行うこと。なお、集計項目及び分析方法は委託者と協議のうえ、決定すること。

- ・上記の集計・分析結果をふまえ、要点をとりまとめた調査結果報告書を作成すること。報告書を作成する際は、表・グラフ等を用いた分かりやすいレイアウトを検討すること。

① こども調査

<調査内容>

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小学校に在籍する小学5年生から6年生（200人程度） ・市内中学校に在籍する中学1年生から3年生（350人程度）
設問	・市町村の独自項目（委託者と協議のうえ、調査項目を設定）
方法 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・学校を通じた調査依頼文の配布、Web調査実施 ・調査実施予定時期：令和8年9～10月（2週間程度を想定）
配布物	<ul style="list-style-type: none"> ・調査依頼文（A4両面印刷、上質紙・4色刷り） ・配布用封筒（角2クラフト封筒）

<調査業務の役割分担>

業務内容	委託者	受託者
調査内容の検討・設計、Web調査票の作成・印刷		○
調査依頼文の作成・印刷		○
配布用封筒の作成・印刷		○
調査依頼文の封入		○
調査票の配布	○	
回答結果のデータ補正 ※回収率70%を想定		○
集計・分析（単純集計、属性別クロス集計、設問間クロス集計等）、自由記述等のとりまとめ		○
調査結果報告書の作成		○

② 若者調査

<調査内容>

対象	・市内在住の16～39歳の住民（1,000人程度）
設問	・市町村の独自項目（委託者と協議のうえ、調査項目を設定）
方法 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・調査依頼文の郵送、Web調査実施 ・調査実施予定時期：令和8年9～10月（3週間程度を想定）
発送物	<ul style="list-style-type: none"> ・調査依頼文（A4両面印刷、上質紙・4色刷り） ・発送用封筒（角2クラフト封筒）

<調査業務の役割分担>

業務内容	委託者	受託者
調査内容の検討・設計、Web調査票の作成・印刷		○
調査依頼文の作成・印刷		○
発送用封筒の作成・印刷		○
調査対象者のデータ抽出、対象者名簿の作成、宛名ラベルの作成	○	
宛名ラベルの貼付、調査依頼文の封入・封緘 ※発送直前の除外対応を含む		○
調査票の発送 ※発送に係る郵送費の負担を含む		○
礼状兼督促はがきの作成・印刷、発送準備		○
礼状兼督促はがきの発送 ※発送に係る郵送費の負担を含む		○
回答結果のデータ補正 ※回収率40%を想定		○
集計・分析（単純集計、属性別クロス集計、設問間クロス集計等）、自由記述等のとりまとめ		○
調査結果報告書の作成		○

(2) 成果品

- ・本業務で作成・使用したデータ一式（電子データ） ※CD-R 1枚を納品すること。

[令和9年度業務]

(1) 現状分析

① こども施策に関する現状分析

- ・本市の上位計画や関連計画等を参照することで、社会経済的特性や地域福祉資源の整備状況、本市のこども・若者を取り巻く状況について整理すること。
- ・「第3期安芸市子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～令和11年度）において設定した基本目標に基づき、計画内に記載された施策について施策評価シート等を作成することで、その内容を評価するとともに、新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討を行うこと。また、必要に応じて、各課へのヒアリング調査を実施すること。
- ・上記の施策評価に加え、本計画で新たに包含する各種計画について、関連する施策等を収集・整理すること。

② 国及び都道府県、他市町村等の動向把握・情報提供支援

- ・国及び都道府県、他市町村等の動向を把握・分析すること。
- ・必要に応じて、他市町村における先進事例等について、情報提供を行うこと。

(2) こどもの意見聴取（一般公募によるワークショップ実施：計1回）

- ・こども施策に関する地域課題の把握と市民参画による計画づくりを行うため、こども・若者を対象としたワークショップを実施する。
- ・受託者は、ワークショップの企画及び資料作成を実施すること。また、本業務では一般公募で参加者を募集するため、募集内容や参加者の募集方法、企画実施に係る広報手段等について、委託者と協議のうえ、検討するとともに、これに係る資料作成を実施すること。

- ・ワークショップ当日は、全体のスケジュールを管理し円滑に進行できるような司会者を配置するとともに、参加者の意見に配慮しつつ適切に意見を引き出すことができるようなファシリテーターを手配すること。（ワークショップ当日の人員として、2名以上配置すること。）
- ・ワークショップの実施結果報告書を作成するとともに、随時計画案に反映すること。

(3) 計画の策定支援

- ・各種調査やワークショップ等の実施結果、現状分析をもとに、本計画策定にあたっての課題をとりまとめ、分析すること。
- ・計画の基本視点、具体的施策や事業の展開案を検討すること。
- ・施策の実行評価が可能となるような数値目標及び指標を設定すること。
- ・計画書骨子案、計画書素案及び計画書成案を作成すること。
- ・計画書の要旨を記載した概要版（A4版両面、8頁程度）を作成すること。

※具体的な手法については、国及び都道府県の指針等に従うこと。

※計画書成案及び概要版は、ユニバーサルデザインの視点をもって作成し、誰にでも分かりやすい資料となるよう配慮すること。

(4) パブリックコメントの実施支援

- ・委託者においてパブリックコメントを実施する際、実施方法やとりまとめ方法についての助言を行うこと。
- ・パブリックコメントによる意見を集約するとともに、必要に応じて計画素案に反映すること。

(5) こどもの意見聴取結果のフィードバック資料作成（計2種）

- ・各種調査やワークショップ等の実施により聴取したこども・若者の意見について、どのように計画案へ反映することとなったか、「住民」及び「こども」に対して広くフィードバックするための概要資料を作成すること。
- ・概要資料の作成にあたっては、文字の大きさやフォント、表現の方法を工夫する等、誰にでも見やすく、理解しやすいような資料を検討すること。

(6) 策定委員会等の運営支援（3回程度、平日2時間程度を想定）

- ・会議資料を作成し、会議当日の約10日前には校了データを提出すること。
- ・本業務に主として関わる研究員が策定委員会に出席し、運営支援（必要に応じて、資料説明や質疑対応等を含む。）を行うこと。
- ・会議終了後2週間以内に、会議録を作成すること。
- ・事前に、計画策定及び会議実施に向けた委託者との協議を行うこと。

(7) 成果品

- ・本業務で作成・使用したデータ一式（電子データ） ※CD-R 1枚を納品すること。

5 その他

(1) 本業務の実施に伴う留意事項

- ・本業務の履行に係る打合せは、実施時期に応じて対面、電話、メール等で行うこと。また、打合せの結果については、受託者が記録・整理のうえ、打合せ終了後速やかに提出すること。
- ・本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について委託者と協議すること。
- ・仕様書の詳細に係る事項や仕様書に定めのない事項は、国及び都道府県の指針等に準拠し、技術上必要と認められる事項について、受託者の責任において補充するものとする。また、業務遂行にあたって疑義・変更が生じた場合は、対応方法等について委託者と協議するとともに、協議結果をもとに誠意を持って対応すること。
- ・第三者が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理等を行うこと。委託者が制作したデータやイラスト等の二次利用については、委託者と協議のうえ、許可された範囲内で使用すること。
- ・本業務のすべての成果品に係る著作権・著作権等の権利は委託者に帰属する。受託者において責任をもって校正した後、委託者の確認・承認を受けること。業務委託終了後に成果品の誤りや不備が発見された場合は、委託者と協議のうえ、修正対応を行うこと。
- ・今後の法改正に伴い、国及び都道府県の指針等に変更等が生じた場合は、可能な限り対応すること。また、国及び都道府県への各種報告や資料提出があった場合には、委託者の指示する時期に円滑に対応すること。
- ・委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応すること。

(2) 業務受託体制に関する留意事項

- ・参加申し込み時点で、四国内に本社、支社のいずれかを有していること。
- ・本業務に主として関わる従事者は、受託者の常勤職員であること。（契約締結時に常勤職員であることを証するものを提出すること。）
- ・本業務では、本市や周辺市町村の現状等を十分に把握・理解したうえで、本市の要望に沿った計画づくりを進めることが求められる。そのため、過去5年間(令和3年度～令和7年度)に保健福祉分野に関連する計画策定実績を有していることを要件とする。なお、保健福祉分野に関連する計画として、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画、子ども・子育て支援事業計画のいずれかを想定している。（調査業務及び計画策定業務の双方の実績を有することを要件とする。）
- ・本業務では、計画策定に係る施策展開をふまえた実効性の高い計画策定を行うことを想定しており、専門的な知見を持った受託者による支援のもと、業務を遂行することを前提としている。よって、本業務を担当する従事者として、こども施策全般について提言できる高い専門性を持つ者を1名以上配置すること。
- ・個人情報の保護に関する法律に基づき、適正な個人情報の取扱いを行うこと。個人情報の取扱いについては、細心の注意を払うとともに、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。